

規制要求への考え方について（再整理版）

令和4年7月19日

安全・核セキュリティ統括本部

番号	分類	意見	備考
1	保安規定変更認可申請 (使用施設・研開炉施設以外)	長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて、発電用原子炉施設の場合は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において経年劣化に関する技術的な評価の結果等に関する書類の添付の要求がある（第92条第2項）が、試験炉施設等においては同様の規則要求がないため、保安規定に経年劣化に関する技術的な評価の結果等の添付について不要ではないかと考える。	令和4年6月28日の「3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会」において同様の趣旨の発言をさせて頂いた。
2	変更許可申請等全般	各事業許可等の変更申請について「必要な技術的能力に関する説明書」を添付することになっているが、明確な良否の基準がないとの認識である。添付の必要性について検討の余地があると考ええる。	—
3	使用変更許可申請	新規制基準施行（H25.12）以降、令41条非該当施設の使用変更許可申請について、許可基準への適合性に関する説明資料の添付を求めている。しかし、新規制基準施行以前は令41条非該当施設に対しては安全対策書・障害対策書の添付の要求がなかった。許可基準と安全対策書・障害対策書に記載する事項は重複している点が多いため、旧法令からの連続性を考慮すると、令41条非該当施設に対して許可基準への適合性に関する説明資料を添付することについて、検討の余地があると考ええる。	—
4	使用変更許可申請	設備の解体・撤去に係る使用変更許可申請において、解体・撤去に係る工事の方法を添付している。一方で、許可の要求としてはハード要求であると理解しており、許可基準及びその解釈において、解体・撤去の工事の方法に対する直接的な要求は記載されていないという認識である。解体・撤去に係る工事の方法を申請書に添付することについて、検討の余地があると考ええる。	—
5	申請全般（効率的・合理的な規制手続のための要望）	審査に必要となる基準適合との整理表等の説明資料について、面談資料として提示させて頂いている。これらの資料の取扱いや記載すべき事項に関して、法令・ガイド等により明確にすることで、規制側－被規制側の共通認識が得られ、効率的な審査が期待されると考える。	—
6	申請全般（効率的・合理的な規制手続のための要望）	変更許可申請や保安規定変更申請の補正について、新旧対照表の形式で補正箇所以外も全て記載して提出している。申請によっては数百ページのうち補正箇所が10ページ程度となるものがあるが、その場合でも数百ページ分の申請書を提出している。補正の影響がない場合、補正箇所のみ提出とできないか。	—
7	申請全般（効率的・合理的な規制手続のための要望）	変更許可申請や保安規定変更申請は現状、紙での申請となっているが、デジタルデータによる申請を認めて頂きたい。また、紙による申請の場合でも、変更許可申請等では正本と写しの提出が求められているが、押印省略の場合、正本と写しに相違がないため、正本1通のみの提出とすることはできないか。	機構では、原則、申請書類の押印は省略している。